

平塚市教育委員会 令和7年10月定例会

日 時：令和7年10月31日(金) 14時00分から
場 所：平塚市役所本館7階720会議室

1 教育長臨時代理の報告

- (1) 報告第5号 教育委員会事務局等職員の人事発令について
- (2) その他

2 議案第23号 令和8年度平塚市公立学校教職員の人事異動方針について

3 その他

報告第5号

教育委員会事務局等職員の人事発令について

平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和37年教委規則第4号）第2条第2項の規定により、次のとおり、教育委員会事務局等職員の人事発令について、事務を臨時に代理し、市長に申出したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年10月31日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野雅裕

記

任命（令和7年10月1日付）

新所属・職	氏名	旧所属・職	備考
社会教育部中央公民館 館長代理	小林 豪	福祉部生活福祉課 課長代理	

以上

議案第 23 号

令和 8 年度平塚市公立学校教職員の人事異動方針について

令和 8 年度平塚市公立学校教職員の人事異動方針について、別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 10 月 31 日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉野 雅裕

令和8年度 平塚市公立学校教職員人事異動方針（案）

平塚市教育委員会は、各小・中学校の適正な運営を確保することにより教育本来の目的を達成するため、人事異動にあたっては、次の事項を基本として、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置する。
- 2 全市の視野に立って教職員の編成を刷新強化する。
- 3 他市町との交流は本人を生かす立場に立って行う。

実 施 要 領

- 1 異動に際しては、性別・年齢・資格・勤続年数等からみて、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮する。
- 2 教育効果を高めるために、原則として、同一校勤続3年以内の者は、異動の対象としない。ただし、行政上特に必要な場合に限り、3年以内であっても、適正配置の立場から異動を行うことができるものとする。
- 3 同一校に多年勤務する者については、その能力と適性を考慮して、積極的に異動を行うものとする。この場合、原則として同一校勤続7年を基準として異動の対象とする。ただし、中管内市町との交流研修については、同一校勤続3年を超えた者が希望できるものとする。
- 4 中学校においては、特に免許教科を十分考慮するよう努力するものとする。
- 5 小学校、中学校相互間の異動については、小中一貫教育等による教育効果を考えて行う。
- 6 人事異動の時期は、採用（転任採用を含む）、昇任及び配置換えについては原則として4月1日、退職については原則月末とする。
- 7 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員人事異動実施要綱に準拠して行う。